

令和8年度境港市特殊工事入札参加資格審査申請手続きについて

境港市建設部管理課

特殊工事の入札に参加を希望する者は、一般工事の申請書類のほか、以下により特殊工事入札参加資格審査添付書類を作成し提出すること。なお、「境港市建設工事入札参加資格審査申請手続きについて」に記載してあることは再掲していないので注意すること。

I. 特殊工事の種類

- (1) 土木工事一式－プレストレスト・コンクリート
- (2) 土木工事一式－港湾
- (3) とび・土工・コンクリート工事－交通安全施設
- (4) とび・土工・コンクリート工事－法面処理
- (5) 鋼構造物工事－鋼橋
- (6) 補装工事－アスファルト
- (7) 塗装工事－一般
- (8) 塗装工事－区画線工
- (9) 造園工事

2. 提出書類

- (1) 誓約書（様式第10号）※

本様式は『鋼構造物工事－鋼橋』を工事実績ありで申請する者のみ提出すること。

- (2) 職員調書（様式第11号）

当該職員調書に入力した職員が有する資格等を証する書面の写し並びに健康保険被保険者証又は雇用保険被保険者証の本人欄の写しを添付すること。

- (3) 職員写真（様式第12号）

- (4) 機械設備等調書（様式第13号）※

当該機械設備等調書に入力した機械等の売買契約書、固定資産台帳又はリース契約書の写しを添付すること。

- (5) 機械設備等写真（様式第14号）※

- (6) 実務経験証明書（様式第15号）※

ア 入力した実務経験の従事内容を証する書類（請負契約書及び仕様書等の写し又は工事カルテ等の写し）を添付すること。

イ 本様式は、「土木工事一式－港湾」を申請する者のみ提出すること。

（注）※印のついている書類は提出不要のものもあるので注意すること。

3. 申請時期

建設工事入札参加資格審査申請と同時に申請すること。

（注）「建設工事入札参加資格審査申請書提出書類一覧表」の特殊工事に関する項目についても、確認欄にチェックを入れること。

4. 申請要件

(1) 土木一式工事—プレストレスト・コンクリート

ア 直前審査に係る審査基準日前5年間又は当該審査基準日から申請日までに土木一式工事（プレストレスト・コンクリート）に属する工事の施工実績があること。

イ 直前審査に係る審査基準日前5年間及び当該審査基準日から申請日に工事実績がない場合、鳥取県内に本社を有し、次の技術者を鳥取県内の営業所に常に備えていること。

(ア) I級土木施工管理技士

(イ) コンクリート橋架設等作業主任者

(ウ) クレーン・デリック運転士

(エ) プレストレストコンクリート技士

(オ) コンクリート技士又はコンクリート主任技士

(カ) コンクリート診断士

(2) 土木一式工事—港湾

ア 直前審査に係る審査基準日前5年間又は当該審査基準日から申請日までに土木一式工事（港湾）に属する工事の実績があること。

イ 次の技術者を常に備えていること。

(ア) 港湾工事に属する工事の監督業務に従事した期間が5年以上ある専任技術者

(イ) 港湾工事に属する工事の監督業務に従事した期間が2年以上ある補助技術者

ウ 次の表に掲げる船舶を常に備えていること。

区分	船舶		乗組員		
	種別	規格能	二級小型船舶操縦士	運転士	その他の船員
I	えい船	100馬力以上	2	—	1
2	起重機船（クレーン付台船を含む）	25トン吊以上	—	1	3
3	グラブしゅんせつ船（50トン以上の積台船で、0.6立方メートル以上のクラムを積載できるものを含む。）	100馬力以上	—	1	3

エ 港湾工事において、ウの表の船舶の欄に掲げる船舶の乗組員として業務に従事した期間が延べ2年以上ある者を、1隻につき同表の乗組員の欄に定める人数以上を常に備えていること。この場合において、起重機船とグラブしゅんせつ船の乗組員は、相互の船舶の乗組員を兼ねることができる。また、同表の起重機船とグラブしゅんせつ船の両方の機能を併せ持つ船舶の場合は、一隻で両方の船舶を保有しているものとみなす。

(3) とび・土工・コンクリート工事—交通安全施設

ア 直前審査に係る審査基準日前2年間又は当該審査基準日から申請日までにとび・土工・コンクリート工事（交通安全施設）に属する工事の実績があること。

イ 当該希望工種に係る工事に直接従事することができる職員を常に備えていること。

(4) とび・土工・コンクリート工事－法面処理

- ア 直前審査に係る審査基準日前2年間又は当該審査基準日から申請日までにとび・土工・コンクリート工事（法面処理）に係る工事実績があること。
- イ 当該希望工種に係る工事に直接従事することができる職員を常に備えていること。

(5) 鋼構造物工事－鋼橋

- ア 直前審査に係る審査基準日前5年間又は当該審査基準日から申請日までに鋼構造物工事（鋼橋）に属する工事の施工実績がある場合
- （ア）鋼橋を製作するために必要な工作機械及び溶接機械を備えた工場を有していること。
- （イ）鋼橋の上部構造物の製作に係る検査体制が確立していること。
- イ 直前審査に係る審査基準日前5年間又は当該審査基準日から申請日までに鋼構造物工事（鋼橋）に属する工事の実績がない場合
- （ア）鳥取県内に本社を有すること。
- （イ）次の機械を備えた工場を有すること。
- a 天井走行クレーン（吊り下げ重量が7t以上）
 - b 手動ガス切断機（JIS B 6802に適合しているもの）及び自動ガス切断機（切断板厚60mm以上のもの）
 - c 自動溶接機（出力電流が1,000A以上のもの）、交流溶接機（出力電流が300A以上のもの）、溶接棒乾燥機（収納容量が300kg以上のもの）及びスタッド溶接機（適用範囲が22mm以上のもの）
 - d ラジアルボール盤（穴開け能力が50mm以上のもの）及び携帯式磁気応用穴開け機（穴開け能力が40mm以上のもの）
 - e 空気圧縮機（5馬力以上のもの）、ジャッキ（爪付きで頭部加重が10t以上のもの）及び油圧プレス（加圧能力200t以上のもの）
- （ウ）次に掲げる計測機器を常に備えていること。
- a 超音波探傷器
 - b 携帯式工業エックス線装置
 - c 塗膜厚測定器
- （エ）次の技術者を常に備えていること。
- a 1級土木施工管理技士
 - b 鋼橋架設等作業主任者
 - c 移動式クレーン運転士
 - d エックス線作業主任者
 - e 溶接管理技術者評価試験又は手溶接技能者、半自動溶接技能者又はすみ肉溶接技能者に係る試験に合格した者
 - f JIS Z 2305非破壊試験技術者資格試験に合格した者

(6) 舗装工事－アスファルト

- ア 直前審査に係る審査基準日前2年間又は当該審査基準日から申請日までに舗装工事（アスファルト）に係る工事実績があること。
- イ 次の技術者を【※1鳥取県西部総合事務所管内】の営業所に常に備えていること。((ア)と(イ)は同一人であっても良い。)

(ア) 品質管理責任者（1級又は2級舗装施工管理技術者の登録を受けている者）

(イ) 舗装工事（アスファルト）の主任技術者になれる者

ウ 次の作業員を【※1 鳥取県西部総合事務所管内】の営業所に常に備えていること。

(ア) アスファルトフィニッシャー運転手

(イ) マカダムローラー運転手

(ウ) タイヤローラー運転手

[注1] 舗装工事（アスファルト）における現場での技術者等の兼務の取扱いについては、次のとおりとする。（最低人員：4名）

a 主任技術者もしくは監理技術者については、品質管理責任者との兼務は妨げないが、フィニッシャー運転手等と兼務することは認めない。

b 品質管理責任者については、フィニッシャー運転手等の兼務は妨げない。

c 一人がフィニッシャー運転手、マカダムローラー運転手、タイヤローラー運転手を兼務することは認めない。

[注2] 舗装工事（アスファルト）の現場施工について次の場合には、品質管理責任者を同時に複数の現場に配置できないので注意すること。

a 会社に1名の品質管理責任者しかいなく、その者が他の工事現場に専任の主任技術者等となっている場合、舗装工事（アスファルト）に属する工事を受注しても、現場へ配置できない。

※専任の主任技術者等とは

建設業法第26条第3項に規定される技術者が専任を求められる工事（公共性のある工作物で、請負金額が4,000万円（ただし建築一式工事（一般）にあっては、8,000万円）以上のもの）の配置技術者、または、他の工事の現場代理人。

エ 次の表に掲げる機械を【※1 鳥取県西部総合事務所管内】の営業所に常に備えていること。

機械名	能力等
モータグレーダー	ブレードの長さが3.1m以上のもの
アスファルトフィニッシャー	施工が可能な幅が4.5mから8.5mであるもの
マカダムローラー	両輪駆動又は全輪駆動で車輌の重量が10トン以上のもの
タイヤローラー	車輌の重量が8トン以上のもの

【※1 鳥取県西部総合事務所管内】：米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町

（7）塗装工事－一般

ア 直前審査に係る審査基準日前2年間又は当該審査基準日から申請日までに塗装工事（一般）に属する工事の実績があること。

イ 1級塗装技能士又は2級塗装技能士を鳥取県内の営業所に常に備えていること。

（8）塗装工事－区画線工

- ア 直前審査に係る審査基準日前2年間又は当該審査基準日から申請日までに塗装工事（区画線工）に属する工事の実績があること。
- イ 路面標示施工技能士を常に備えていること。
- ウ 次に掲げる機械及び設備を備えていること。
 - (ア) ラインマーカー車
 - (イ) 溶解槽
 - (ウ) 施工機（施工幅15、30、45cmのすべて）

(9) 造園工事

- ア 直前審査に係る審査基準日前2年間又は当該審査基準日から申請日までに造園工事に属する工事の実績があること。
- イ 1級造園技能士又は2級造園技能士を鳥取県内の営業所に常に備えていること。

5. 提出書類の作成方法等

(1) 誓約書（様式第10号）

鋼構造物工事（鋼橋）を工事実績ありで申請する場合に限り提出すること。

(2) 職員調書（様式第11号）

- ア 希望工種ごとに定める要件を満たす技術者等で、申請日時点での営業所に常に備えている技術者等について入力すること。
- イ 当該職員調書に記載した職員が有する資格等を証する書面の写しを添付すること。
- ウ 「雇用保険の有無」、「厚生年金保険の有無」及び「健康保険の有無」の欄は、加入している者に○印を付け、加入を証明する健康保険被保険者証又は雇用保険被保険者証の本人欄の写しを添付すること。（厚生年金保険については、年金手帳の写し等の提出は不要とする。）

(注) この様式に記載する作業員等には、実務経験の要件を満たさない（資格取得後の実務経験が1年又は3年に満たない）2級技能士についても記載することが可能なので、特に、造園技能士や塗装技能士を取得し、実務経験を満たしていない者がいる場合は確認すること。

(3) 職員写真（様式第12号）

- ア 職員調書（様式第11号）に入力した技術者等のすべての者について写真を貼付すること。
- イ 写真対照番号は、職員調書（様式第11号）と一致させること。
- ウ 写真は、申請日前3月以内に撮影したカラー写真とすること。（デジタルカメラにより撮影したものでも可。）
- エ 写真の縦横の倍率は変更しないこと。

(4) 機械設備等調書（様式第13号）

- ア 希望工種ごとに定める要件を満たす機械等で、申請日時点での保有又はリースしている機械等について入力すること。
- イ リース機械の場合は、「備考」の欄に「リース」と入力すること。

- ウ 当該機械設備等調書に入力した機械等の売買契約書、固定資産台帳又はリース契約書の写しを添付すること。
- エ 規格・能力が定められている機械については、「能力」の欄に各機械の規格・能力を入力すること。

(5) 機械設備等写真（様式第14号）

- ア 機械設備等調書（様式第13号）に入力した機械等のすべてについて写真（製造番号等のその機械を特定することができる部分（機械番号プレートなど）についての写真も含む。）を貼付すること。
- イ 写真対照番号は、機械設備等調書（様式第13号）と一致させること。
- ウ 写真は、申請日前3月以内に撮影したカラー写真とすること。（デジタルカメラにより撮影したものでも可。）
- エ 写真の縦横の倍率は変更しないこと。

(6) 実務経験証明書（様式第15号）

- ア 土木一式工事（港湾）を申請する場合に限り提出すること。
- イ 入力した実務経験の従事内容を証する書類（請負契約書及び仕様書の写し、又は工事カルテ等の写し）を添付すること。

6. その他

(1) 機械等の保有について

「機械等を備えている」とは、工事を施工するのに必要なときだけ借りてくるのではなく、常に自己が保有し、又はリース期間が入札参加資格の有効期限の末日以降に及ぶリース契約（中途に解約することが禁止されているものに限る。）により使用する機械等を備えていることをいう。

(2) 土木一式工事－港湾の定義

次のアからエまでに掲げる工事及びこれらに類似する工事とする。

- ア 船舶を使用して実施する工事
- イ 潜水士を使用して実施する工事
- ウ 船舶及び潜水士を使用しないが、波浪の影響を強く受ける工事
- エ 海中又は海上工作物（コンクリートブロックを除く。）を陸上で製作する工事

(3) 申請した内容に変更が生じた場合は、その変更事由の生じた日から1か月以内に境港市入札参加資格電子申請システムで変更申請を行うこと。

7. 特殊工事提出書類一覧

希望工種別	同種工事の実績の有無	様式第10号 (誓約書)	様式第11号 (職員調書)	様式第12号 (職員写真)	様式第13号 (機械設備等調書)	様式第14号 (機械設備等写真)	様式第15号 (実務経験証明書)
土木工事一式－プレストレスト・コンクリート	有	－	－	－	－	－	－
	無	－	○	○	－	－	－
土木工事一式－港湾	－	－	○	○	○	○	○
とび・土工・コンクリート工事－交通安全施設	－	－	○	○	－	－	－
とび・土工・コンクリート工事－法面処理	－	－	○	○	－	－	－
鋼構造物工事－鋼橋	有	○	－	－	－	－	－
	無	－	○	○	○	○	－
舗装工事－アスファルト	－	－	○	○	○	○	－
塗装工事－一般	－	－	○	○	－	－	－
塗装工事－区画線工	－	－	○	○	○	○	－
造園工事	－	－	○	○	－	－	－